

第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画中間改訂版について

1 目的

子ども・子育て支援法に基づき策定した「第2期 新庄市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」について、内閣府が定めた基本指針に基づき、中間年における見直しについて、子ども・子育て会議の議論を経て実施するものである。

2 見直し内容

(1) 国の方針

内閣府事務連絡により、「教育・保育」の量の見込において、支給認定区分ごとの実績値（R3.4.1）が、計画値よりも10%以上の乖離があり、提供体制に支障が生じる場合は見直しを行うものである。

(2) 本市の見直しの考え方

① 「教育・保育」の量の見込において、支給認定区分ごとの実績値（R3.4.1）が、1号認定～3号認定まで計画値よりも10%以上の乖離はない状況だが、近年は、幼稚園から認定こども園への移行や、施設の入所定員の変更など、数年前より状況が変わってきているため、見直しを行った。

② 「地域子ども・子育て支援事業13事業」において、計画策定時の量の見込みと確保方策が、実績値との間に10%以上の差があるものについては、需要量の減少または事業の拡充などを予定しているものについては、令和2年度からの実績より必要に応じて、計画値の見直しを行った。

ただし、新型コロナウイルスの影響により、本来の実績値の把握が困難な場合は、今回の見直しは行わないこととした。

③ その他、今後のサービスの提供に大きな影響がないものについては、今回の見直しは行わない。今後、第3期計画（令和6年度策定予定）の検討にあたり、令和5年度に実施する実態調査や、本市の子育て施策の方向性を踏まえて、抜本的な見直しを行う。

(3) 見直しを行った項目

◇第2章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保について、「量の見込み」と「確保の内容」の見直しを実施した。

<子ども・子育て支援事業計画 P2~4>

① 量の見込み ※児童定員数の見込み。

計 画 値 (定員数見込み)	令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号
当 初	125	456	385	125	454	377
☆ 見直し後	100	525	343	100	526	342
見直し後-当初	△25	69	△42	△25	72	△35

② 確保の内容 ※量の見込みに対応する提供体制の確保。

計 画 値 (給付対象・給付対象外合算)	令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号
当 初	266	602	417	266	602	417
☆ 見直し後	120	609	399	120	554	384
見直し後-当初	△146	7	△18	△146	△48	△33

◇第3章 地域子ども・子育て支援事業13事業について、次の通り「量の見込み量・供給量」を見直した。

	事業名	ページ	見直しの有無	理由
1	利用者支援事業	P6	なし	計画どおりに遂行
2	地域子育て支援事業	P7	なし	新型コロナウイルス感染症の影響
3	妊婦健康診査	P8	なし	計画どおりに遂行
4	乳児家庭全戸訪問事業	P9	なし	計画どおりに遂行
5	養育支援事業	P10	見直し	需要増・事業の拡充に応じた見直し
6	子育て短期支援事業	P11	なし	新型コロナウイルス感染症の影響
7	ファミリーサポートセンター事業	P12	なし	計画どおりに遂行
8	一時預かり事業	P13	見直し	提供体制に変更が生じ縮小
9	延長保育事業	P14	見直し	需要(実績)に応じた縮小
10	病児保育事業	P15	見直し	需要(実績)に応じた縮小
11	放課後児童健全育成事業	P16~17	なし	計画通りに遂行
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	P18	なし	
13	多様な事業者の参入を促進する事業	P18	なし	

(4) 次期計画策定について

今後は、令和5年度に実施するニーズ調査を活用し、令和7年度の次期計画策定に向け、量の見込みの推計と確保方策(定員)を定めていくこととしている。